

I. 平成17年度住宅局関係予算の基本方針

住宅政策については、平成16年12月に策定した「住宅政策改革要綱」等を踏まえ、今後概ね2年間を目処に、集中的な改革に取り組むこととした。

平成17年度においては、以下の点に特に重点的に取り組む。

1. 地域住宅政策の推進とセーフティネットの機能向上

公的賃貸住宅、民間住宅の活用等の総合的な施策による住まいのセーフティネットの機能の向上など、地方公共団体が主体となって自主性と創意工夫を活かしながら地域における住宅政策を総合的かつ計画的に推進する。

2. 市場重視型の新たな住宅金融システムへの移行

民間金融機関による長期・固定金利の住宅ローンの安定的供給を支援すること等により、市場重視型の新たな住宅金融システムへの移行を図る。

3. 街なか居住の推進

中心市街地の空洞化が進行する地方都市等において、地域の賑わいを取り戻し、地域を再生していくため、街なか居住を推進する。

4. 住宅・建築物ストックの活用・再生

住宅・建築物のストックを安心で安全なものとしていくため、耐震化とともに住宅やまちのバリアフリー化を推進する。

事業費・国費

(単位：億円)

区分	事業費	倍率	国費	倍率
住宅都市環境整備	58,648	0.85	10,977	0.99
住宅対策	50,916	0.82	8,182	0.94
都市環境整備	7,732	1.13	2,795	1.21
市街地整備	6,643	1.18	2,247	1.33
道路環境整備	1,089	0.89	548	0.89

財政投融資等

(単位：億円)

区分	17年度	前年度	対前年度倍率
財政投融資等	76,546	80,676	0.95

行政経費

(単位：千円)

区分	17年度	前年度	対前年度倍率
行政経費	1,909,682	1,770,159	1.08

住宅政策の集中

重視すべき
視点

- 市場機能の活用・ストックの有効活用
- 住宅の質の向上と良好な居住環境の

16
年度

主要政策手法三本柱の改革

公庫改革

市場重視型の新たな住宅 金融システムへの移行

- ◎住宅金融公庫の廃止と新独立行政法人の設置
(H19年4月1日)
(H17年通常国会法案提出予定)

【新独法の主な業務】

- ・証券化支援による長期・固定の民間ローンの安定的供給
 - ・証券化ローンを活用した住宅の質の確保・誘導
 - ・住情報の提供
 - ・災害対応など民間金融機関では供給困難な資金の供給
- ※なお、個人向けの直接融資の取扱いについては、新独法設置までに最終決定

- #### 【既往債権に係る損失の処理】
- ・財政融資資金の繰上償還の実施 等

17
年度

公営住宅改革

地域住宅政策の推進と セーフティネットの機能向上

- ◎「住まいの安心確保助成事業」の推進
 - ・地方公共団体を主体とした地域住宅政策を総合的かつ計画的に推進するための地域住宅交付金の創設
(H17年通常国会法案提出予定)
 - ・公営住宅に係る家賃対策補助 等
- ◎子育て世帯やDV被害者等の社会的弱者の公営住宅への入居円滑化等

18
年度

新たな住宅政策の方向

主な検討事項

- ①住宅政策の基本理念の位置づけ

●住宅セーフティネットの機能向上と消費者利益の保護形成

公団改革

都市再生機構の設置

◎中期計画期間(H21年3月まで)において以下の業務を推進

- ・都市再生に民間を誘導するための条件整備
- ・既存賃貸住宅の有効活用 等

◎ニュータウン事業等の早期終了と財政融資資金の繰上償還の実施
(H17年通常国会法案提出予定)

主要課題への取組

【中古住宅流通・住宅リフォームの推進】

◎中古住宅流通

- ・住宅ローン減税等の築年数要件の撤廃(平成17年度税制改正)

◎耐震改修の促進

- ・耐震化に係る総合的な助成制度の創設
- ・耐震改修促進税制の検討

◎住宅性能表示制度の普及・充実

◎不動産取引価格情報やマンション維持管理情報の提供 等

【街なか居住の推進等住宅市街地の整備】

【少子高齢化、環境問題等に応える住宅の質の確保】

等

を示す制度的枠組みの整備

②政策目標のあり方

③新たな計画体系のあり方